

NU SKIN ENTERPRI 【A5213】
(Nu Skin Enterprises, Inc.)
和解金のお取り扱いについて (2 回目)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、NU SKIN ENTERPRI にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび 2 回目の和解金の分配が行われました。
条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。
詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

Nu Skin Enterprises, Inc.並びに、同社の元最高経営責任者である M. Truman Hunt 及び元最高財務責任者である Ritch N. Wood に対し、以下の集団訴訟が米国ユタ州中央地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2011 年 5 月 4 日から 2014 年 1 月 17 日の期間に NU SKIN ENTERPRI 株式を買付し損失を被った投資家の損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

Nu Skin Enterprises, Inc.並びに M. Truman Hunt らは、同社が中国本土で違法とされる行為を行っていたにもかかわらず、事実を隠蔽し虚偽の報告を行った。これにより、NU SKIN ENTERPRI 株式の価格が人為的に引き上げられた。このため、2011 年 5 月 4 日から 2014 年 1 月 17 日の期間に NU SKIN ENTERPRI 株式を買付し損失を被った投資家の損失の賠償を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

2011 年 5 月 4 日から 2014 年 1 月 17 日の期間に NU SKIN ENTERPRI 株式を買付し損失を被った投資家

2. 和解の内容

Nu Skin Enterprises, Inc.並びに M. Truman Hunt らが和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用、及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第 1 項 (3) に適合する投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取り扱い

- ・弊社に分配された和解金を、上記第 2 項に従って按分した後、お客様の口座へお支払い致します。
- ・お客様口座への入金日は 2024 年 7 月 31 日となります。

4. 受取通貨について

- ・受取通貨（円貨または外貨）は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
※円貨の場合の円転レート：7/26 の TTM-0.5 円 153.63 円/米ドル
- ・具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
 - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
 - ②外国株式配当金等にて外貨 MMF の自動買付を申し込まれているお客様
 - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以 上

大和証券株式会社